

## 自動車リサイクル法破碎業の許可申請に係る提出書類一覧表

提出書類	申請者別	
	法人	個人
① 破碎業許可申請書又は破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	◎	◎
② 誓約書	◎	◎
③ 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図	○	○
④ 施設の所有権又は使用権原の証明書 土地の場合：公図の写し、登記簿謄本、借用契約書等 建物の場合：登記簿謄本、借用契約書等	○	○
⑤ 事業計画書及び収支見積書	◎	◎
⑥ 申請者の本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書		◎
⑦ 申請者が未成年者で、法定代理人がいる場合 法定代理人が個人の場合：本籍が記載された住民票の写し、登記事項証明書 法定代理人が法人の場合：法人の登記簿謄本		◎
⑧ 定款又は寄付行為及び法人の登記簿謄本	◎	
⑨ 役員の本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書	◎	
⑩ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、該当者の本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書(法人の場合は、登記事項証明書)	◎	
⑪ 本店又は支店の代表者又は契約締結権限を有する使用人がいる場合は、該当者の本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書	◎	
⑫ 標準作業書	◎	◎
⑬ 他に解体業、破碎業及び産業廃棄物処理業の許可を所有している場合、該当する許可証の写し	◎	◎
⑭ 事前協議終了通知の写し	◎	◎
⑮ 施設概要又は施設の使用権原等に変更がない旨を申し出る書面	○	○
<p>➤ 新規許可申請の場合 ◎、○が付してある書類(⑮を除く。)を提出すること。</p> <p>➤ 更新許可申請の場合 ◎、○が付してある書類(⑭を除く。)を提出すること。ただし、③及び④の内容に変更がない場合は、③及び④の書類に代えて⑮を提出すること。</p> <p>➤ 変更許可申請の場合 ◎、○が付してある書類を提出すること。ただし、③及び④の内容に変更がない場合は、③及び④の書類に代えて⑮を提出すること。</p> <p>➤ 法人の登記簿謄本について 履歴事項全部証明書を添付すること。</p> <p>➤ 住民票の写しについて マイナンバー(個人番号)の記載がないもの。</p> <p>➤ 登記事項証明書について 後見登記等に関する法律第十条第一項に規定する登記事項証明書(自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録)を添付すること。</p>		

### (注意事項)

- ◆ 申請に関しては、事前に産業廃棄物対策課に受付日時を確認すること。
- ◆ 各証明書は、申請日前3ヶ月以内に発行された原本を添付すること。
- ◆ 申請手数料は、新規許可申請 84,000円、更新許可申請 77,000円、変更許可申請 75,000円です。

高崎市役所 産業廃棄物対策課 (027-321-1325)